

税務のポイント

5

【シリーズ】
（最終回）

リスク回避手段が結果的に

Q

当社は資本金1,000万円の金物製造業です。

社長（45歳）である私は現在月額100万円の役員報酬の支払いを受けていますが、10年後に社長の座を息子に譲ろうと考えています。

現在会社は何とか利益を計上し続けていますが、将来の安定経営のために役員報酬を20%程度減額し、内部留保を高められたらとも思つております。

会社のリスクを考えること

〈表1〉

現 状	役員報酬 100万円	損金
減額案	役員報酬 80万円 がん保険料 20万円	損金

がんで就労できなくなつた際の損失補填として会社に保険金が支払

（表2）

1. 保険解約返戻金	特別利益	3,100万円
2. 退職慰労金	特別損失	3,100万円
(勤続年数や報酬に見合った適正額以内の場合)		
3. 1 - 2 =		0円

達する手段ともなります（解約返戻金は益金）。仮に15年かけ続けた後に解約した場合の解約返戻金は約3,100万円（返益金となり、戻率は約85%）となります。

と、内部留保を高めることは、中小企業経営にとつては大変重要なことです。

現在100万円の役員報酬を20万円減額して報酬を80万円とし、その減額した分の20万円を会社や経営者リスク対策として法人を契約者とする保険契約を締結することも一つの方法です。(表1)

経営者にはすでに銀行借入金相当額の死亡保障を付保済

ことができます（がん診断給付金1,140万円、がん手術
金76万円、がん入院給付金二
日38,000円、がん高度障
害保険金3,800万円、がん
死亡保険金3,800万円、が
ん以外の死亡保険金38万円）。
この保険会社のがん保険は
中途で解約した場合は解約返
戻金が支払われることとなつ
ており、万が一の時の資金を調

その解約返戻金の範囲で社長退任時の退職慰労金として支給することで会社の業績を悪化させることを防げます。

	返戻率
1年目	66.2%
3年目	80.3%
5年目	83.6%
10年目	84.4%
13年目	84.6%

いざという時のために社長はじめ幹部経営者に、適切な死亡保障等を付保することは中小企業経営にとって大事なことの一つですのでぜひご検討ください。



的に資金が必要となつた場合
解約しなくても解約返戻金の
一定割合まで契約者貸し付は
が受けられます。

このケースのメリットは、
次のとおりです

①	②	③
毎月の役員報酬を減額したことにより所得税・住民税・社会保険料が減少。	社長のがんに対する保障が会社に備わり、経営リスクが緩和される。	中途解約の場合の返戻金があるため簿外の積み立てが可能となりいざといふ時、キャッシュフローを改善させることができる。

生年月日 昭和32年7月4日
 身分 新潟県加茂市
 資料 税理士・行政書士
 事務所名 (昭和56年12月取得)
 〒959-1383
 新潟県加茂市赤町15番30号
 事務所名
 山口昇税理士事務所
 TEL 0256-52-6866
 FAX 0256-52-1671
 e-mail yin@tkcnf.or.jp
 URL
<http://www.yamamoto-zelishi.jp>